

雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン受付システムによる受付は、令和6年1月末をもって終了します。

令和5年12月18日（月）より、「雇用関係助成金ポータル」による雇用調整助成金及び産業雇用安定助成金の受付を開始したため、「雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン受付システム」（以下、「受付システム」といいます。）による新規の申請については、**令和6年1月末をもって終了**します。

「雇用関係助成金ポータル」についてはこちら：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001061086.pdf>

(リーフレット)



スケジュール

令和5年		令和6年	
12月	1月	2月	3月
12月18日から	雇用関係助成金ポータルによる受付		
受付システムによる新規申請 (計画届は雇用調整助成金のみ)の受付		1月31日 23:59まで	
受付システムによる差戻し後の再申請、過去の申請の参照		2月29日 23:59まで	

令和6年3月以降、受付システムによるサービスが終了します。差戻し後の再申請は速やかに行ってください。また、提出した申請書類等は、支給決定がされたときから5年間の保存が必要です。そのため、令和6年2月末までに、パソコンにダウンロードする、印刷して保存するなど、受付システム外で別途保存、管理していただくようお願いします。

過渡期の申請方法

計画届の提出から支給申請までの期間が受付システムの終了日をまたぐ場合の申請方法の扱いは、次のとおりです。提出期限などを踏まえ、申請方法についてご検討をお願いします。雇用関係助成金ポータルでの受付開始後は、できるだけ雇用関係助成金ポータルをご利用ください。

受付システム、窓口申請（紙）、郵送（紙）により計画届を提出している場合

令和6年1月31日以前に支給申請する場合は、受付システム、窓口申請（紙）または郵送（紙）により行ってください。
令和6年2月1日以降に支給申請する場合は、窓口申請（紙）または郵送（紙）により行ってください。

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む